2017 10月号

2017年10月1日 発行

東海日中貿易センター

TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER

中国自動車産業視察団、華北地域を視察

～中国SUVトップ企業、中韓合弁企業などを訪問～

当センターは、９月３日（日）～９月９日（土）にかけ、第26次中国自動車産業視察団を中国華北地域に派遣し、河北省滄州市・保定市、及び天津市の企業及び関係部門を訪問・交流した。

今回の団長及び副団長は、当センター協議員のトヨタ紡織㈱取締役副社長の沼毅氏とアイシン精機㈱専務役員の矢木伸介氏が務め、総勢39名（事務局４名を含む）と大規模なミッションとなった。

滄州市（河北省）

当センターは、昨年10月に「中国港湾物流視察団」を滄州市に派遣し、滄州市の黄驊港及び開発区、企業を視察・交流した。その際に、今回の訪問先でもある中韓合弁企業の北京現代汽車有限公司滄州分公司を訪問しており、当センターの視察団としては昨年に続き２度目の訪問となる。

また、当センターは、滄州市対外経済技術合作有限公司及び渤海新区と業務協力を結んでおり、今回の視察に関しては同社及び滄州市政府の全面的な協力により、各種手配が行われた。

訪問初日に滄州市政府による歓迎会が開催され、劉強・滄州市人民政府副市長は、挨拶を兼ねて、滄州市の概要、日本との関係、滄州市の自動車産業について下記の通り紹介した。

＜劉強副市長　挨拶要旨＞

滄州市は東に渤海がある事から、「滄海の州」という意味で名付けられ、古来より南北の交通を繋ぐ要衝である。また、滄州市は武術、雑技、ナツメ、梨、鋳造の郷としても知られている。

市の総面積は1.4万㎢、人口は760万人で、16の県（市・区）と渤海新区、滄州経済技術開発区、滄州ハイテク技術産業区等で構成されている。

2016年の総生産額（GDP）は3,533.4億元に達し、河北省内では第３位の実績を誇る（全国ランキングでは第57位）。また、一定規模以上の工業増加額及び財政収入は、それぞれ1,308.1億元、479.7億元に達した。

京津冀（北京、天津、河北省）地域において、最も発展の潜在力並びに特徴のある地域となっている。

滄州市は長年に亘り、日本の企業と密接な経済貿易関係を保っており、JFEスチール㈱、東レ・ファインケミカル㈱、矢崎総業㈱をはじめとする23社の日系企業が相次いで滄州市に投資・事業展開し、目覚ましい勢いで発展しつつある。滄州市で日本との貿易実績がある企業は213社で、年間輸出額は１億㌦近くに達する。

また、滄州市対外経済技術合作有限公司は、滄州市が国際労務と技術インターンシップを派遣する際のリーディング企業として1992年に成立し、これまでに２万人以上の留学生、技能実習生を日本に派遣した実績を誇り、滄州市の対日交流において重要な架け橋役を担ってきた。

自動車及び部品産業は、滄州市の戦略的産業の１つであり、滄州市にある自動車関連メーカーは300

主　要　目　次

中国自動車産業視察団、華北地域を視察
～中国SUVトップ企業、中韓合弁企業などを訪問～ …… 1
訪中報告 吉林省長春市で開催された各種行事に参加 …… 6
中国実務セミナー 中国の会計税務の基礎知識と財務分析 …… 8
西安デスクＮＥＷＳ …… 8
10月・11月の行事案内 …… 9
交流記録 …… 9
寄稿 中国会社法上の株主代表訴訟等に関する最新の司法解釈 …… 10
＜中国短信＞ …… 13
中国経済データ …… 16
中国法令公布リスト …… 20

社以上ある。その内、一定規模以上の企業は217社で、その年生産高は250億元に達している。自動車生産台数が年間100万台に達することを目指している。

今回の視察・交流をきっかけにして、日本企業の皆様に滄州市を深く理解いただき、双方の提携・協力によりウィンウィンの関係を築くことができることを祈念している。

【滄州経済技術開発区】

同開発区に、北京現代汽車有限公司滄州分公司及び複数のサプライヤが進出している。

同開発区の設立は1992年と比較的古く、省レベルの開発区として設立された。開発計画面積は32㎢で、日本、韓国、香港、台湾等から900社超の企業が進出していると説明があったが、同じ沿海部の開発区とは言え、過去の投資ブームで熾烈な誘致合戦を繰り広げた地域と比較すると出遅れ感を大きく感じる。

区内の主要産業は、自動車、管材設備、バイオ医薬、軽工業、食品等であるが、良い意味で言えば、まだまだ空き地が多く、人件費も比較的安価な地域であることから発展の潜在力がある開発区と言える。

北京まで220km、天津まで120km、黄驊港まで90kmとなっており、高速道路が整備されてから、交通事情は大きく改善されたが、特に高速鉄道が開通してからは、北京までの所要時間は51分、天津まで約30分と益々便利になっている。また、近隣には5つの空港(北京首都空港、第2空港(建設中)、天津空港、済南空港、石家庄空港)があるほか、黄驊港には、20万㌧級の埠頭があり、1万㌧級では25バースある。残念ながら現在日本への航路は開設されていないが、今後日本への航路開設を計画しているので、実現した暁には投資のホットスポットになるかも知れない。

その背景には、現在中国政府が推し進めている政策である「京津冀(北京、天津、河北省)一体化計画」及び「環渤海経済圏構想」の中心に同市が位置していること、また、千年の大計と言われる「雄安新区」が近隣にあることからも、今後の発展に注目したい。

【北京現代汽車有限公司滄州分公司】

北京現代汽車有限公司は中国大手自動車メーカーの一角を占める北京汽車と韓国・現代自動車の合弁会社で、北京市内に3工場、河北省滄州市に1工場、重慶市に1工場の合計5工場があり、年生産能力は合計165万台となる。

滄州分公司(以下、滄州工場と略称)は同社が北京市以外で初めて設立した第4番目の完成車工場で、総投資額120億元、敷地面積約204.8万㎡、生産能力は完成車が30万台/年、エンジンが20万基/年である。小型車「ベルナ(悦納　VERNA)」が2016年10月18日にラインオフし、これまでに約8万台を生産したと説明があった。

北京現代汽車有限公司滄州分公司

同工場の特徴としては、2015年4月3日の着工から2016年10月18日の量産開始まで、1年6カ月と驚異的な速さで到達したことである。地元政府の強大なバックアップがあったとみられる。また「エコ型、高品質型、スマート型」の3つを兼ね備えた最新工場となっている。

昨年11月に当センターの中国港湾物流視察団が訪問した際には、順調に稼働している工場を見学したが、その後、韓国がTHAADを配備してから同社は販売不振に陥っていた。

視察団が出発直前には、サプライヤへの代金の支払いが遅れていることから、部品供給に支障をきたし、立ち上げ準備中の重慶工場を除く、4工場が稼働停止に追い込まれたとの報道が相次ぎ、同社の訪問を心配していた。

結果的には、滄州市対外経済技術合作有限公司及び滄州市政府の協力により、プレス、溶接、組立、検査の各ラインを専用カートにて車上視察したが、残念ながら報道の通り、工場内は稼働していない状態だった。

同社の説明によると、現在は小型セダン「ベルナ」1車種を生産しているが、秋口に新型車(SUV)を投入予定で、その調整の為に生産調整を行っており、工場が稼働していないとのことだった。確かに昨年訪問時の説明にも17年末までに新型車の投入を聞いていたが、稼働停止の実態は報道通りであると思われ、厳しい経営が続いていることが見て取れた。

同工場の自動化率は北京工場を上回り、中でも

溶接工程の自動化率は100％を達成している（溶接ロボットは約300台）。自動搬送機（AGV）を導入し、5,400ﾄﾝプレス生産ラインが２ラインある。また塗装ロボットは86台。中塗り、上塗りの工程では自動化率100％となっている。

プレスを打つ音もなく、溶接ロボットからはヒュームやスパッタも出ない、自動化率の高い工場と言うが全く音も人気も無い工場見学は寂しいものがあった。

報道の中には、同社の上半期の販売台数は30万台と、前年同期（52万台）比42.3％も激減し、今年の販売目標を当初の125万台から80万台に下方修正している。しかしながら、下半期に50万台を販売して、やっと達成可能な目標は非常にハードルが高く、同社の苦戦は暫く続くと思われる。

【滄州現代摩比斯汽車零部件有限公司】

同社は、韓国・現代モービス㈱（90％）、現代汽車（中国）投資有限公司（10％）の合弁企業で資本金は5,600万ドル、2015年３月に設立した。

主にコクピットモジュール、シャーシモジュール、バンパー等を生産しており、全て北京現代汽車向けに納入されている。その生産能力は、モジュール180万基/年、バンパー 60万基/年となっている。

同社も北京現代と同様に工場は稼働しておらず、静かな工場の中を見学することとなった。

【北汽岱摩斯（滄州）汽車系統有限公司】

同社は、北京海納川汽車部件股份有限公司（50％）、韓国・現代ダイモス㈱（50％）の合弁企業で、出資額は1,400万ドル、主な製品は自動車用シート、シート芯材で生産能力は30万基/年である。

当日は、シートのプレス発泡工程、フレームへの組み付け工程等を見学した。フル稼働には程遠い状態であるが、やっと動いている工場を見ることができた。

【自動車産業交流会】

同交流会には、滄州市が管轄する渤海新区、河間市、泊頭市、黄驊市、南皮県、青県、孟村県、滄州経済技術開発区の代表者、商務局責任者に加えて、当日訪問した北京現代の滄州工場、滄州現代モービス、北汽ダイモスの担当者及び滄州市内の自動車関連企業の担当者合計37名が参加した。

呂栄鋒・滄州市副秘書長より、改めて滄州市の概要紹介が行われた。その後、所轄の各市、開発区の担当者からそれぞれの主要産業の紹介があった。

交流の中で、滄州市の最低賃金が話題に出たが、明確な回答を得られず、直近２年間の状況を調べたところ2015年12月より月額1,420元、2016年７月より月額1,590元となっており、2017年はまだ発表されていない。隣接している天津市の最低賃金が2017年７月から月額2,050元なので、滄州市は、北京市・天津市に進出している企業の移転先候補地の１つとして検討できるのではないだろうか。

保定市（河北省）

今回で26回目となる視察団だが、長城汽車を訪問するのは初めてのことである。

中国民族系の完成車メーカー向けに拡販を狙う日系企業が増えていると聞くが、同社にも既に当センターの会員企業の複数社が取引しており、今回の参加者が多いことからも同社への関心の高さが伺える。

保定市に長城汽車の本社があるが、正に長城汽車の城下町という強い印象を受けた。長城汽車は住宅、学校、病院なども手掛け、保定市の発展に大きく貢献しており、保定市の発展は長城汽車無くして実現できないと言っても過言ではないと思われる。

保定市の活動は、長城汽車の徐水哈弗分公司（以下、徐水工場と略称）と哈弗技術センターの視察が主であり、一部の部品工場も視察した。

【長城汽車股份有限公司徐水哈弗分公司】

保定市内には、同社の本社工場と第２工場となる徐水哈弗分公司がある。ここでは、組立・プレス・溶接、ゴム部品工場、シート工場、トランスミッション工場を視察した。

徐水工場では組立工場の第１～２工場が稼働し、第３工場は年内に稼働予定、第４工場は建設中である。第１～２工場の年生産能力は計50万台（各25万台）。各組立工場での生産ラインナップは、第１工場：H6(Coupe)、H8、H9、第２工場：H2、H7、VV5(WEYブランド・SUV)、第３工場はH6(フルモデルチェンジ版)、VV５の生産を予定している。

ちなみに、一日あたりの生産台数は、第１工場が100台/日、第２工場は500台/日で、2016年の販売台数は107万台（SUV、セダン、ピックアップトラック）となっている。

ゴム部品工場は、長城汽車100％子会社である保定市諾博橡膠製品有限公司のことで、建屋面積は７万㎡、従業員数は871人、主な製品はウェザーストリップ、防振ゴム（ブッシュ、マウント等）であり、パーツの供給対象車種は、Ｈ２、Ｈ６、Ｈ７、Ｈ８、Ｈ９、WEYシリーズではＶＶ７Ｓ、ＶＶ７Ｃである。

2016年の売上高は6.9億元だったが、長城汽車の販売が好調であることから、今年の売上高は13.9億元と倍増を見込んでいると説明があった。

シート工場では、発泡成型→縫製→シートフレームの検査・組立→カバーの取付け、搬送等の工程を見学した。年生産能力は71万台分（２直）。対象車種はＨ２、Ｈ７、WEY等である。

トランスミッション工場は、投資額60億元で、敷地面積が14.5万㎡、現在の年生産能力は第一期50万台、第二期50万台の合計100万台を計画しているが、まだ、第二期は稼働していない。主に７DCT450（７速デュアルクラッチ・トランスミッション）を生産しており、対象車種はWEYである。

ＡＴ（オートマチック・トランスミッション）については、中国国内の外資系企業より調達している。

長城汽車には、全長7.25㎞のテストコースがあり、Ｈ9、WEYの２車種各３台に乗車し、試乗体験をすることができた。

日本での運転では体験できない200㎞オーバーを体験し、少々怖いながらも、中国の自動車の発展ぶりに驚いた次第である。

試乗したWEYブランドのVV7

【長城汽車股份有限公司哈弗技術センター】

長城汽車は技術センターを約50億元を投資して設立し、25万㎡の敷地に20階建ての事務棟以外に14の試験室を所有している。

当日は「風洞試験室」「高海抜環境模擬試験室」「電磁波両立性試験室」「騒音、振動試験室」を視察した。

風洞試験室を視察する団員

【長城汽車との交流】

長城汽車の購買担当部長の紹介によると、長城汽車の資産総額は16年末で921億元。傘下に40余社の子会社があり、従業員総数は約７万人。主にSUV、乗用車、ピックアップを生産している。

2016年の売上高115.41億ﾄﾞﾙ、生産能力165万台、販売実績は107万台だった。生産拠点は、保定と天津にあり、海外ではロシアで生産工場を建設中で2019年に稼働予定で、また現在は米国、オーストラリア、インド、ブラジルで生産拠点探しのための市場調査をしているとの事であった。

「長城・哈弗・WEY 」の３つのブランドがあり、WEYブランドでは、「ＶＶ７」と９月３日に発売が開始された「ＶＶ５」の２種がある。同ブランドでは15～20万元と高めの価格に設定している。

長城汽車はSUVの分野で14年連続販売台数第1位を誇っている。2017年は全車種で販売目標125万台、2020年までに年産200万台という目標を立てている。

今後は保定市にある徐水と天津の工場に生産を集約し、本社周辺の老朽化した工場は整理し、研究開発の集合体としてシフトを進めていく。また、国の政策に基づき、新エネ車（EV・PHV）に注力している。

同社初の「C30」EV版（セダン）は、上半期に発売（価格約８万元）を開始したもので、ハイブリッド車も年内に２車種を発売する予定である。

また今後は金融、カーシェアリング業界にも参入したいとの意向だった。

天津市

天津市にはトヨタ自動車のほか、VW、長城汽車の工場があり、自動車産業の集積地となっている。

ここでは、長城汽車の最新工場である天津哈弗分公司（以下、天津工場と略称）と、中国唯一の自動車専門技術研究センターである中国汽車技術研究センターを訪問・視察した。

【長城汽車股份有限公司天津哈弗分公司】

天津工場の設立は、2009年４月で、2011年８月に操業を開始。総投資額は126.7億元、敷地総面積は105万㎡、従業員は約8,000人。

年生産能力は80万台で、このエリアでは更にエンジン、トランスミッション及びコア部品を製造している。

天津工場の生産車種はHAVAL「Ｈ６」と「Ｍ６」で、

2016年の生産台数は53万台。視察当日はプレス、溶接、組立工程の順に視察し、最後にエンジン工場も視察した。

長城汽車股份有限公司
天津哈弗分公司正門前

エンジン工場は、2012年６月より量産開始しており、1.3と1.5の２タイプがあり、「Ｈ６」と「Ｈ２」に搭載しているが、「Ｈ６」の一部には三菱製の2.0タイプも搭載しているとの紹介があった。

【中国汽車技術研究センター（CATARC)】

同センターは1983年に国家科学技術委員会の認可により設立した研究機関であったが、その後、機構改革を行い、現在は中国汽車工業総公司が100％（資本金7,038万元）出資する企業となっており、政府主幹部門の技術サポート機関として自動車業界基準及び技術法規の策定、製品の認証試験、関連コンサルティング等を行っている。

従業員は4,000名ほど在籍しており、エンジニアが約70％を占めている。敷地面積は430万㎡で、敷地内には「新エネ自動車」、「エンジン」、「排出・省エネ」、「衝突耐久」、「自動車部品」、「電子」、「ライト」、「性能開発」からなる計８種の試験施設がある。

同センターは傘下に20社の子会社があり、天津市内の本社以外に、北京、ハルビン、武漢、塩城、上海、寧波、フルンベア（内蒙古）の研究拠点を有し、現在は更に広州、昆明にも拠点を建設中である。

視察当日は、自動車部品検査試験、振動・騒音試験（NVH）、電磁波両立性試験（EMC）、衝突試験の現場を視察した。

視察後、同センターの李洧副主任らと面談した。李副主任から以下紹介があった。

＜李副主任　説明要旨＞

中国は、「自動車大国」になったが、未だ「自動車強国」ではない。中国の自動車産業が急成長した要因の１つに、自動車先進国である日本、ドイツ、アメリカからいろいろと勉強する機会を得たことがあげられる。

特に日系企業の多くが中国に進出し、CATARCもいろいろと支援を受けた。「C−NCAP（中国車両安全基準）」についても日本から技術指導をいただいた。

日本の自動車技術機関とも交流を重ねているお陰で、中国の「C-NCAP」は「J-NCAP（日本車両安全基準）」と仕組みが似ている。また、国際的な協力、例えば自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の場で、世界統一基準（GTR）を策定するときは、中日双方が協力して進めている。

私自身、日本と縁が深く、90年代に日本の財団法人日本自動車研究所（JARI）で３ヵ月間研修を受けたことがある。

李副主任（中央）

CATARCの業務は大きく３つある。1つは、政府向けのサービスである。CATARCは所謂中国政府のシンクタンクで、中国の産業発展計画、自動車税の減税政策、NEV規制等は、CATARCが作成している。

２つは、自動車業界向けのサービスである。自動車業界に提供するサービスも幅広く、自動車工場の設計、認証試験、開発試験、中古車販売、廃車の回収、交通事故の鑑識等がある。

３つは、消費者向けのサービスで、顧客の満足度調査も行っている。

CATARCには、当センターの自動車関連の多くの会員企業が既に業務関係にあり、今後も中国国内で研究開発が進むことを考えると益々関係が深まるのではないだろうか。

CATARCは毎年「中国自動車工業年鑑」を編集発行しており、当センターも長年にわたり活用している。

【その他異業種視察】

視察団一行は、自動車関係の視察以外に天津において、エアバス社を訪問した。

同社は、エアバス社が天津保税区と中国航空工業集団の企業連合との共同出資で設立した合弁工場で、A320型機を組み立てている。年間46機ほどが天津で組立てられているとの紹介があったので、月間４機ペースで組立・出荷されていることになる。

機体など主要部品は輸入され、翼、座席、複合材料などは現地調達されている。工場の従業員は欧州での研修を受けており、品質は欧州の本部工場と同レベルを保っている。　業務グループ長　石原 和巳

訪中報告 吉林省長春市で開催された各種行事に参加

８月30日より９月２日まで、吉林省長春市にて開催された「第二回日中韓地方政府協力会議、第11回中国－北東アジア博覧会及び第９回北東アジア協力ハイレベルフォーラム、第二回北東アジア商協会円卓会議」に当センターより、大野大介常務理事兼事務局長が出席した。

【第二回中日韓地方政府協力会議】

８月31日午前、吉林省長春市（長春浄月益田喜来登酒店会議センター）にて、第二回中日韓地方政府協力会議が開催され、日中韓各国の地方自治体や経済関係者ら約450名が出席し、地方間交流や経済協力の推進等について意見交換が行われた。

今年６月に当該会議への参加を呼びかける為、吉林省外事弁公室の代表団一行３名が当センターを訪

問しており、本会議への出席を要望されていた。

本会議では、日本を代表して、石塚英樹・日本駐瀋陽総領事、中島英史・秋田県副知事、長谷川隆淑・日中国際交流協会理事長、張貴・丸紅（中国）商業貿易有限公司理事兼東北支社長が来賓スピーチを行った。

【第11回中国－北東アジア博覧会】

９月１日から５日まで、中国吉林省長春市（長春国際会展センター）にて、「第11回中国－北東アジア博覧会」が開催された。

９月１日午前、同博覧会及び第９回北東アジア協力ハイレベルフォーラムが開催され、中国、日本、韓国、ロシア、モンゴル、アフリカ諸国などから政府、企業、団体関係者約1,200名が出席した。

開幕式に参加した汪洋副総理は、基調講演を行い、この10年の発展の中で、北東アジア地域の貿易総額が1.1兆ﾄﾞﾙから1.4兆ﾄﾞﾙに拡大したことを紹介し、中国は今後も如何なる状況にあっても対外開放を推進し、外資参入の障壁を改善し、知的財産権の保護やインフラ整備を進めていく。中国と近隣諸国との貿易は赤字が続いているが、今後も輸入拡大を推進し、来年に輸入に特化した博覧会を開催することを発表した。

更に、朝鮮半島問題にも触れて、引き続き朝鮮半島の非核化の方針を堅持して、平和的解決を目指すと中国政府の方針を強調した。

同フォーラムは、劉国中・吉林省省長が司会を務め、巴音朝魯・中国共産党吉林省委員会書記、吉林省人民代表大会常務委員会主任、林念修・国家発展改革委員会副主任、銭克明・中国商務部副部長、姜増偉・中国国際貿易促進委員会会長が、それぞれ来賓挨拶を行った。

同フォーラムには、中国、日本、韓国、ロシアなど北東アジア諸国の政府関係者が出席し、日本からは、西銘恒三郎・経済産業省副大臣が出席し、近年の日中協力の紹介や、将来に向けた経済連携の緊密化、日本経済と中国東北地域の関係と今後の更なる協力について言及するとともに、日本が立候補する2025年の大阪万博への支持を求めた。

同博覧会には、北東アジア６カ国はじめ計35カ国の企業・団体や、中国国内の民間企業等などから約2,800ブースの出展があった。

【第二回北東アジア商協会円卓会議】

９月１日午後、吉林省長春市(長春凱悦酒店)にて、第二回北東アジア商協会円卓会議が開催され、約120名が出席した。

同会議の開幕式では、中国国際貿易促進委員会吉林省委員会の趙強華会長が司会を務め、続いて、中国国際貿易促進委員会(以下、貿促会と略称)の陳洲副会長、吉林省政治協商会議の支建華副主席が挨拶した。

同会議は二部制で進められ、貿促会国際聯絡部の雷紅副部長が司会を務め、第一部は、中国の「一帯一路」の提唱がもたらす発展チャンスをテーマにして、日本を代表して、日本国際貿易促進協会の庄山悦彦副会長と日中経済協会の杉田定大専務理事が発言したほか、モンゴル、韓国、ロシアなどの代表も発言した。

第二部は、地域間の相互連携の推進をテーマにして、マカオ、韓国、マレーシアなどの代表が発言し、日本を代表して、大野大介常務理事兼事務局長が、センターの概要と当センターが中国各地と進めている業務提携協力について紹介を行った。

同会議には吉林省、江西省、陝西省、江蘇省、安徽省、広東省、浙江省、北京市、天津市はじめ各地の貿促会代表者が出席しており、今年８月に派遣した当センターの中部経済界訪中団が河南省鄭州市を訪問した際、お世話になった貿促会河南省委員会の梁杰一副会長も出席していた。

最後に、同会議に参加した北東アジア、ASEAN、南アジアなどの貿易投資促進組織17団体が共同声明を採択して、積極的に地域間の連携を展開していくこととなった。

会議に参加した各貿促会の代表から、日中両国の関係改善は遅々として進展しないが、民間の経済交流を進めたい、視察に来て欲しいとの要望が多く、また、担当者の世代交代が進んでいるので、同会議への出席は、当方としても新たに関係を構築する良い機会となった。

同会議終了後に、貿促会の仲介により、当センターと貿促会武漢市分会との協力提携を結ぶこととなり、大野常務理事と鄒衛東・貿促会武漢市分会会長が協力協議書に署名した。

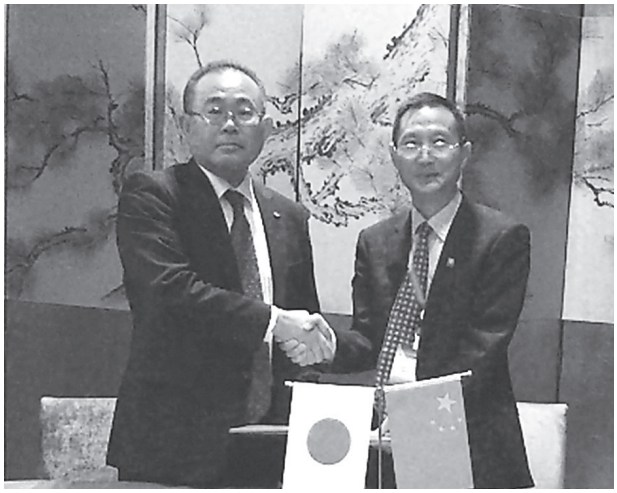

湖北省武漢市は、これまで複数回にわたって交流を続けてきた地域であり、経済界、自動車、港湾物流などの主要な視察団が訪れ、また、会員企業も多く進出している。

特に、シトロエン、GM、本田技研工業など自動車メーカーが進出していることから、武漢側からは自動車産業をはじめとした製造業の交流が望まれており、今回の提携を契機にして、具体的なビジネスチャンスにつなげていきたい。

【中国国際貿易促進委員会長春市委員会】

９月２日、貿促会長春市委員会の王金玉副会長と王冬梅国際展覧部長と会食する機会を得た。

王部長とは2012年９月に中国自動車産業視察団を吉林省長春市に派遣した際にお世話になり、５年ぶりの再会となった。

今年は、11月に日本を訪問する計画があるとの事で、久しぶりに名古屋を訪問し、メッセナゴヤに参加できるよう日程を調整したいとのことだった。

中国実務セミナー

中国の会計税務の基礎知識と財務分析

～少人数・座談形式の１日講習会～

９月15日、前田勝己公認会計士・税理士事務所の前田勝己氏を招き、標記セミナーを開催した。

同セミナーは、昨年９月に同じテーマで開催したところ好評であったことを受けて本年も開催されたものである。

講師は前職で2003年の上海赴任以降、中国の会計税務に関する業務に携わっており、これまでの経験を基にした事例を多数交えながら講義が行われた。

午前中は「中国の会計税務」について初学者でもわかりやすく基礎から説明があった後、「中国子会社のリスクマネジメントと現地法人管理のポイント」として中国の現場でよく生じる問題点について解説があった。

午後は、「財務諸表の読み方」「財務分析 実践」について、中国現地法人の監査報告書を見ながら、監査のポイントや日本との相違点について解説が行われた。

本セミナーでは会員企業より15名が受講し、そのうち２名は中国赴任予定者であった。

西安デスクNEWS

欧州･アジア経済フォーラム2017を開催

９月21～23日にかけて、「欧州・アジア経済フォーラム2017」が西安市にて開催された。同フォーラムは、欧州・アジア諸国を対象とする開放型・ハイレベル国際会議として、過去６回はいずれも西安で開催され、第７回となった今回は、欧州・アジア諸国並びに一帯一路沿線国が相互理解を深め、各分野における合作を促進するための重要な役割を担う会となった。

初日の開幕式には、汪洋国務院副総理(写真)が出席、基調講演を行った。汪副総理は「習近平主席が提唱する一帯一路は、欧州とアジアの国々が共に学び、提携し合うことによりWIN-WIN（ウィンウィン）の関係を構築していくもので、当フォーラムが、欧州諸国にとっての窓口となり、欧州・アジアの各国が合作するためのプラットホームになる」と述べ、一帯一路の建設を推し進めるために、陸、海、空、インターネットによる「四位一体」の相互連結、アジアインフラ投資銀行(AIIB)及びシルクロード基金等による金融ネットワークによる複合支援等、「政策疎通・施設連通・貿易貫通・資金融通」を更に強化していくことを強調した。

今回のフォーラムには、金融、科学技術、文化、環境、旅行、農業、教育、人材育成等、多分野から責任者が出席し、期間中、計35項目の会議が行われ、76ヵ国・地域から約2,800人がゲスト参加した。

速報によると、フォーラムで協議されたプロジェクトは約130項目で、成約額(見込含む)は約11.2億元だった。

レポーター

東海日中西安デスク
代表　賈育林
(西安国際港務区
投資合作促進局
局長助理)

10月・11月の行事案内

主催セミナー

「最新中国工場移転・持分譲渡の実務」

日　時：10月27日（金）　13：30～16：30
会　場：名古屋商工会議所ビル　３階
　　第１会議室
講　師：日上正之
　　㈱アウトバウンド・マネジメント
　　代表取締役
定　員：60名（先着順）

共催セミナー

「当面の中国経済情況と日系企業事例報告」

日　時：11月14日（火）　13：30～17：30
会　場：三井住友銀行金山支店
講　師：華鐘コンサルタント　古林総経理ほか
参　加：無料
※上海市外国投資促進センター、華鐘コンサルタントグループ、三井住友銀行、当センターとの共催

交流記録

＜中国駐名古屋総領事館＞

８月29日（火）午後、中国駐名古屋総領事館に新たに着任した孔蘊宝（こう　うんほう）副領事と商務担当の申宇（しん　う）領事が当センターを訪れ、原田泰浩副会長、大野大介常務理事兼事務局長、石原和巳業務グループ長が対応した。

申宇領事（左）と孔蘊宝副領事（右）

孔副領事は、北京外国語大学卒業後、07年８月より中国対外友好合作服務センターにて勤務され、14年８月より外交部に移り、15年６月からは日本の中国駐長崎総領事館にて２年間勤務し、17年８月に名古屋へと移動となった。

申領事も日本語が堪能であるが、孔副領事の語学力も相当高く、今後の活躍が期待される若手人材の一人である。

＜寧波市国際投資促進局＞

９月13日（水）午前、寧波市投資促進局の楊益副局長一行４名が当センターを訪れ、大野大介常務理事兼事務局長と石原和巳業務グループ長が対応した。

楊副局長は、「寧波市は製造業が多く、そのレベルアップが急務となっている。日本の東海地区も高いレベルの製造業が集中しており、寧波市と産業構造が似ているので、今後は製造業における技術交流を深めたい。また寧波市の特徴は「越境EC」が盛んであり、東海地区の関連企業との交流を推し進めてゆきたい」と述べた。

楊　益　寧波市国際投資促進局　副局長
陳開才　寧海経済開発区管理委員会　副主任
鄔静逸　寧波経済技術開発区　招商局　科長
徐　晟　寧波市国際投資促進局　項目高級主管

寄稿

中国会社法上の株主代表訴訟等に関する最新の司法解釈

～最高人民法院「中華人民共和国会社法」適用に関する若干問題についての規定(四)についての法的検証～

上海市華鑫法律事務所　弁護士　高 秀 智

2017年９月１日、「最高人民法院『中華人民共和国会社法』適用に関する若干問題についての規定（四）（法釈〔2017〕16号、以下、「会社法解釈四」という）の適用が開始された。「中華人民共和国会社法」（2014年３月１日修訂実施、以下、「中国会社法」という）は2006年１月１日から施行され、これまで３度修正され、司法解釈についてもこれまで３部発布されているが、会社法解釈四では主に会社経営の過程で生じる様々な具体的な問題について、法的解釈を行っている。

中国において企業数は増加しており、企業統治（コーポレートガバナンス）及び株主権利訴訟紛争が近年増えている。中国会社法上の規定がない、または規定が不十分な部分もあり、会社ごとに定款にて詳細な規定を行ったり、裁判官の自由裁量に任せて判断する部分が多かったことから、基準が明確ではなく、会社、株主としても自身の権利を明確に保護するのが難しかった。そのことから、早急に司法解釈の制定が求められていた。

今回公布された会社法解釈四では、主に董事会や株主会決議の効力、株主の知る権利、利益分配権、優先購入権及び株主代表訴訟等５つの面における具体的法律適用問題を解説している。

１．決議に瑕疵がある場合の訴訟制度について

企業統治において、株主総会や董事会等を招集し、会社の経営について決議を行う事が日常的に行われているが、近年、中国会社法が規定していない、または規定が不十分な部分における決議効力についての紛争が増加している。従来、会社の株主会、株主総会、董事会決議については、中国会社法第22条第１項の規定では、「会社株主会または株主総会、董事会決議が法律、行政法規違反の場合、無効である」と規定され、第22条第２項[1]では、株主総会や董事会の決議手続きに違反がある場合、会社定款に違反する場合は、株主が人民法院へ取消を請求することができると規定されている。この点について会社法解釈四第１条の規定では「会社株主、董事、監事等が株主会または株主総会、董事会決議無効または不成立の確認を請求する場合、人民法院は受理するべきである」と規定され、決議無効等の確認を請求できる主体は、会社株主以外に、董事、監事等が可能であると規定された。また、株主として決議取り消しを求める場合、会社法解釈四第２条「会社法第22条第２項に基づき株主会または株主総会、董事会決議の取消を請求する原告は、起訴の時点で会社株主の資格を有さなければならない」とある通り、起訴の時点において、会社株主である必要があると規定された。これは現株主の利益保護を優先的に考慮したためと考える。

ただし、決議の取り消しについて、中国会社法第22条第２項に基づき決議取り消しを請求する場合、人民法院は支持するが、招集手続きまたは議決方法に軽微な瑕疵のみが存在するが、実質的な影響を与えない場合、人民法院は支持しない[2]と規定され、手続き上に瑕疵があったとしても、決議の実質的な内容に影響を与えるような問題でなければ、人民法院は決議を取り消すことはないと規定された。これは、株主が権利を濫用し、様々な決議について取消権を行使することを防ぐためだと考えられる。

また、決議が取り消された場合において、対外的に当該決議に基づき行われた法律行為が無効になるわけではなく、会社法解釈四第６条の規定では、人民法院により無効と判断された決議であっても、会社が当該決議に基づき善意の第三者と形成した民事法律関係には影響を与えないと規定されているため、決議の対外的な効力については、善意の第三者に対して有効である。

---

[1] 中国会社法第22条第２項：株主会または株主総会、董事会の招集手続き、議決方法が法律、行政法規または会社定款違反である場合、または決議内容が会社定款に違反して

いる場合、株主は決議の日から60日以内に、人民法院へ取消を請求できる。

2 会社法解釈四第４条：株主が株主会または株主総会、董事会決議の取消を請求する場合、第22条第２項規定に符合する場合、人民法院は支持する、ただし会議招集手続きまたは決議方式に軽微な瑕疵のみ存在し、決議に実質的な影響を与えていない場合、人民法院は支持しない。

２．会社文書の閲覧権について

訴訟提起主体については、前述の通り決議無効訴訟は株主や董事、監事等、決議取消訴訟は株主資格を有する株主と規定されているが、その他に中国会社法では、株主は会社定款、株主会会議議事録、董事会決議等を閲覧することができる。会社法解釈四第７条[3]において、訴訟主体は株主資格を有する株主と限定しており、株式所有期間に株主権利が損害を受け、その期間の会社の特定書類閲覧を株主でない者が請求する場合を除き、株主でない者からの閲覧請求については、人民法院は支持しないとしている。また、株主資格を有する株主であったとしても、「不正当な目的」がある場合は、閲覧請求を支持しないと規定しており、会社法解釈四第８条[4]ではどのような場合が不正当な目的にあたるのか、具体的に規定している。

なお、株主が上記閲覧権を行使し、会社の秘密を漏洩する等、会社に損害を与えた場合、会社法解釈四第11条[5]の規定では、会社は当該株主に損害の賠償を請求することを人民法院は支持すると規定されている。会社文書の閲覧は、会計士、弁護士等秘密保持義務を有する仲介者が株主と同席して閲覧することを解釈は許可している一方で、当該人員が秘密情報を漏洩した場合に対しても、会社が損害賠償請求を行う事を支持している。

3 会社法解釈四第７条：株主が会社法第33条、第97条または会社定款規定に基づき、会社特定文書の閲覧またはコピーを請求し起訴した場合、人民法院は支持するべきである。

会社は前項規定の原告が起訴の時点で会社株主資格を有していないことを証明できる証拠を有する場合、人民法院は基礎を棄却する、ただし原告が株式所有期間に合法的な権益が損害を受けた初歩的な証拠を有し、株式所有期間の会社特定文書の閲覧またはコピーを請求した場合を除く。

4 会社法解釈四第８条：有限責任会社は株主に当該事実があることを証明できる場合、人民法院は株主が会社法第33条第２項規定の『不正当な目的』があると認定する。(一)株主が会社の主営業務と実質的な競合関係にある業務を自営または他社の下で経営している場合、ただし会社定款にて別途規定があるまたは全株主と別途約定がある場合を除く。(二)株主は他人へ伝達するため会社の会計帳簿を閲覧し、会社の合法的な利益に損害を与える可能性がある場合。(三)株主は会社へ閲覧請求した日から３年以内に、会社の会計帳簿を閲覧し、他人へ関連情報を伝達し会社合法利益に損害を与えた場合。(四)株主に不正当な目的がある他の場合。

5 会社法解釈四第11条：株主が情報を知る権利を行使し、会社商業秘密を漏洩させ、会社合法的な利益に損害を与えた場合、会社が当該株主に対して損失の賠償を求めた場合、人民法院は支持する。

本規定第10条に基づき株主を補助し会社文献を閲覧した会計士、弁護士等が会社商業秘密を漏洩し会社の合法的な利益に損害を与えた場合、会社が損害賠償を請求した場合、人民法院は支持する。

３．利益分配時の紛争について

利益分配権（利益処分権）とは、株主が出資金や株式に比例して会社の利益を配当する権利である。利益を分配するか、どのように分配するかについては、会社経営者の決定事項であるため、通常司法は介入しないが、近年急速に企業が成長したにも関わらず、利益を分配せず、自身で利益を独占してしまう状況も発生している。この点について、解釈では新たに株主は会社を被告として利益の分配を請求することができると規定した。請求の際、会社法解釈四の規定では株主は具合的な分配方案（処分案）が記載された株主会または株主総会決議を提出しなければならず、提出できない場合は、訴訟請求が却下されてしまうが、会社法解釈四第15条[6]の規定では一部株主が法律規定に違反し、株主権利を濫用したことが原因で利益を分配できず、他の株主に損害を与えた場合は、具体的な分配方案を提出しなくとも、人民法院は審理を進めることができる。例えば、51％以上の株式を保有している企業株主が、株主権利を濫用し、自社役員等に高額な報酬を与えたり、利益を自身へ不当に移転したりしたために、利益がないことにより配当

はなし(無配)等と決定した場合、少数株式を保有する個人は本来配当されるべき配当を分配されず、損害が生じる。このような事態を防止するため、解釈では、具体的な分配方案についての株主決議等を有していない場合であっても、他の株主の権利濫用を改善するためであるなら、人民法院は審理を進めることが可能となる。

6 会社法解釈四第15条：株主が具体的な分配方案について記載している株主会または株主総会決議を提出しない場合、人民法院は訴訟請求を棄却する、ただし違法に株主権利を濫用し会社が利益を分配できず、他の株主に損失を与えた場合を除く。

4．株式譲渡時の優先購入権の行使について

株式の優先購入権について、中国会社法の規定では、株式を譲渡する場合、他の株主が同等の条件において株式を優先購入する権利があると規定されている。ただし、法律では優先購入権についてどのように通知するか、どのように行使するか、期限等について詳細な規定がなく、会社が自身の定款にて具体的に規定をするしかなかった。この点について、会社法解釈四では優先購入権の行使手続きについて詳細な規定を行っており、例えば、株式譲渡を希望する株主は書面または受領を確認できる合理的な方法で他の株主に通知しなければならないと規定された[7]。なお、解釈では、株式譲渡を希望する株主は、他の株主が優先購入権を行使すると主張した場合であっても、手続きが完了していない場合であれば、株式譲渡を撤回することができるとされている[8]。そのため、強制的に株式を優先購入することを人民法院は支持しない。なお、優先購入権を行使していない場合であっても、株式譲渡が悪意を持って進められた場合、期限内であれば、他の株主は優先購入権を主張することができる[9]。

7 会社法解釈四第17条：有限責任会社の株主が株主以外の人へ株式を譲渡する場合、株式譲渡について書面またはその他受領が確認できる合理的な方式にて他の株主の同意を得なければならない。

8 会社法解釈四第20条：有限責任会社の株主が株式を譲渡する場合、他の株主が優先購入を主張した後に株式の譲渡に同意しない場合、他の株主の優先購入の主張について、人民法院は支持しない。

9 会社法解釈四第21条：有限責任会社の株主が株主以外の人に株式を譲渡し、株式譲渡について他の株主の意見を聴取していない場合、または詐欺や悪意的な手段で他の株主の優先購入権を損害した場合、他の株主が同等条件にて当該株式を購入すると主張した場合、人民法院は支持する、ただし他の株主や優先購入権行使の同等条件を知ったまたは知り得た日から30日以内に主張していない、または株式変更登記日から１年が過ぎた場合を除く。

5．株主代表訴訟について

株主代表訴訟については、中国会社法第151条にて規定されているが、「人民法院へ起訴できる」とまでしか規定されていない。会社法解釈四では、株主代表訴訟の当事者、訴訟費用問題等について具体的に規定している。監事会または監事が中国会社法第151条に基づき董事、高級管理人員を提訴する場合、会社を原告とし、董事長ではなく監事会主席または監事代表が会社を代表して訴訟を行わなければならないと規定され、誰が会社を代表して訴訟を行うのか規定しており、監事会や監事を原告として起訴することはできないとされた。

反対に董事会や執行董事が監事に対して提訴する場合や、中国会社法第151条第３項に基づき他者に対して訴訟を提起する場合、会社を原告とし、董事長または執行董事が会社を代表して訴訟を行う[10]とされた。

また、中国会社法の規定に基づき株主が直接会社名義で監事会や董事会等を被告として訴訟を提起した場合、勝訴した場合の利益は会社に帰属し[11]、直接株主の利益となるわけではない。また、株主が提起した訴訟について、訴訟請求の一部または全てが人民法院から認められた場合、会社は株主が支払った訴訟関連費用について合理的に支払わなければならない[12]と規定され、株主が不当な行為に対して株主訴訟を提起するハードルを下げた。

10 会社法解釈四第23条：監事会または幹事会を設置していない有限責任会社の監事が会社法第151条第１項規定に基づ

き董事、高級管理人員に対して訴訟を提起する場合、会社を原告都市、監事会主席または監事会を設置していない有限責任会社の監事が会社を代表して訴訟を行う。

董事会または董事会を設置していない有限責任会社の執行董事が会社法第151条第１項の規定に基づき監事に対して訴訟を提起する場合、または会社法第151条第３項の規定に基づき他人に対して訴訟を提起する場合、会社を原告都市、董事長または執行董事が会社を代表して訴訟を行う。

11 会社法解釈四第25条　株主が会社法第151条第２項、第３項の規定に基づき直接訴訟を提起した案件について、勝訴利益は会社に帰属する。株主が被告へ直接民事責任を負うよう請求することについて、人民法院は支持しない。

12 会社法解釈四第26条：株主が会社法第151条第２項、第３項の規定に基づき直接訴訟を提起した案件について、訴訟請求の一部または全部が人民法院の支持を得た場合、会社は株主が訴訟参加のため支払った合理的な費用について負担しなければならない。

６．まとめ

今回の会社法解釈四では、株主の権利濫用を防ぎ、善意の第三者が会社と行った法律行為について保護していく考えを示し、他の株主の違法行為により損害を受けた株主は人民法院を通じて損害の賠償を請求することが可能となった。また、株式譲渡の優先購入権や株主代表訴訟について手続きを具体化し、権利保護手続きの進め方が明確になった。本会社法解釈四が公布され、実施されたことにより、今後会社内部にて問題が生じた際、どのように解決するかが明確となり、企業統治が比較的順調に進むのではないかと考えられる。

＜執筆者プロフィール＞
上海市華鑫法律事務所
弁護士　高 秀 智
華東政法大学法律学院
(民商法)卒業
後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士
前期課程を修め、2012年4月に上海市華
鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在
華企業の企業法務を担当。

＜中国短信＞

◆江蘇省が追加軽減策

昨年から中国各地で企業負担の軽減策の発表が相次ぐなか、今年２月28日に習近平総書記が負担軽減を行うよう発破をかけたことを受け、江蘇省人民政府は８月28日に記者会見を開き、追加軽減策として「企業負担を着実に軽減させることに関する省政府の意見」（蘇政発〔2017〕114号）を発表した。

「意見」には次のような内容が盛り込まれた。

・流通税が営業税から増値税に全面的に切り替えられ、仕入税額控除ができる範囲が拡大したものの、仕入税額そのものが少なく、減税の恩恵をあまり受けていない運輸業や建築業などの業種に配慮し、売上高の３％のみを納税することが許される簡易納税方式を適用。増値税の仕入税額が不足する物流会社にグループ合算での納税を認める。
・仲介費用や協会会費などの名目で企業から徴収される費用に対する監視を強化し、市場競争が不十分である場合には撤廃や減額を要求。
・身体障害者就業保障金政策（日本でいう障害者雇用納付金）を見直し。①従業員数に応じた比率に従い障害者を雇用している企業に奨励金を支給、②納付金が免除となる最低減の従業員数を20人以下から30人以下に緩和※１。
・小規模企業に対する工会経費（労働組合費）の減額を検討するよう指示。
・失業保険を従業員の技能向上のための研修に充てるよう指示。
・高度人材を対象に住居費用などを補助するよう指示。
・電力取引の自由化を拡大。電網会社（送配電会社）経由ではなく、発電会社から直接購入できる比率を、中小企業では2018-2019年に50 ～ 70％に、2020年までに100％とする。

※１…国の法律「身体障害者就業条例」では納付金免除は20人以下であり、他の地方もこれに従ってきているため、異例の措置といえる。条例では従業員全体の1.5％を障害者とすることを求めている。

◆危険化学品メーカーの移転で 意見書 国務院

中国国務院は９月４日、人口密集地にある、安全基準を満たさない危険化学品メーカーを移転させるなどしてリスク低減を図る意見書を発表した。

2025年までに安全基準を満たさない危険化学品メーカーは、①改造（設備投資）による基準達成、②化学工業団地への移転、③閉鎖、のいずれかが求められる。

中小企業や重大なリスクを抱えている大型企業では2018年末までに移転・改造に着手し、2020年末までに完了する、その他の大型企業では2020年末までに着手し、2025年末までに完了する日程が示されている。地方政府に年内に移転・改造案をまとめるよう指示があり、今後は各地で関係企業への調査が本格化する模様だ。

企業の移転費用に対する資金援助、土地取得に対する支援、失業者に対する再就職の支援といった企業や地域経済に配慮する方針も示された。

15年８月12日に天津港で起こった爆発事件以降、中国では危険化学品に対する関心が高まっている。

◆アフリカへの投資 中国が世界一 英紙報道

英経済紙フィナンシャル・タイムズ（FT）はこのほど各国からアフリカへの直接投資に関するレポートを発表した。「The Africa Investment Report 2017」と題したこのレポートによると、調査を始めた2003年以降、アメリカが件数と金額でトップを走り続けてきたものの、2016年は金額で中国が初めてアメリカを抜いてトップに立ったという。

2016年の中国からアフリカへの投資は、件数が前年比94％増の62件、金額は1,262％増の361億ドルとなっている。金額の国別シェアで中国は39％と突出して大きい（２位はアラブ首長国連邦の12％）。

レポートでは、中国の投資額が16年に爆発的に増えた最大の要因として、華夏幸福基業股份有限公司（China Fortune Land Development）がエジプトで手掛ける都市開発のプロジェクトが200億ドルであったことを挙げており、この１件で中国から全投資（361億ドル）の過半数を占める。

ただし、別の中国メディアによると、華夏幸福のプロジェクトは見通しが不透明で、FTのレポートそのものが中国を過大評価しているとの指摘もある。

各国からのアフリカへの投資

【金額ベース】

国　名	億ドル	シェア
中国	361	39%
UAE	110	12%
モロッコ	48	5％
イタリア	40	4％
サウジアラビア	38	4％
アメリカ	34	4％
シンガポール	32	3％
日本	31	3％
マレーシア	25	3％
イギリス	23	3％
その他	181	20%

【件数ベース】

国　名	件　数	前年比
アメリカ	83	-13%
フランス	71	32%
中国	62	94%
イギリス	37	-53%
UAE	34	-24%
日本	27	108%
南アフリカ	24	-17%
スイス	24	50%
スペイン	20	54%
モロッコ	17	21%
イタリア	17	70%
ドイツ	17	-55%
その他	169	-40%
合計	602	-16％

出典「The Africa Investment Report 2017」
中国語抄訳（FT中文網）

◆商号の登記が厳格化　新法施行

中国国家工商行政管理総局は７月31日付で商号の登記に関する法令を発表した。他の照合との重複是非の判断基準が盛り込まれたほか、ローマ字表記の使用が禁止され、「国、社会公共の利益を害する」として使用が禁止される字句もあった。

使用が禁止または制限されたりした字句は具体例も挙げられており、中には「大和」など日本でも商号

として使用されている用語も含まれている。一方、今回禁止されたものの、すでに登記されている商号への対応については記者発表でも見解が示されておらず、今後の動向が注目される。

関連法令…「称使用禁止制限規則」、「企業名称相同近接対比規則」

◆北京市の中心部、給水の70%が長江からの引水

国務院南水北調プロジェクト建設委員会弁公室の発表によると南水北調プロジェクト※1の内、14年12月12日に通水が始まった「中央ルート※2」（右図）の用水路を経由して、北京市で使用された給水量は、９月13日現在まで、累計26億㎥を突破し、市内の「南水（長江の水）」利用者は、1,100万人となった。また16年の水資源の内訳（下表）では、「南水」が全体の22%を占めた。

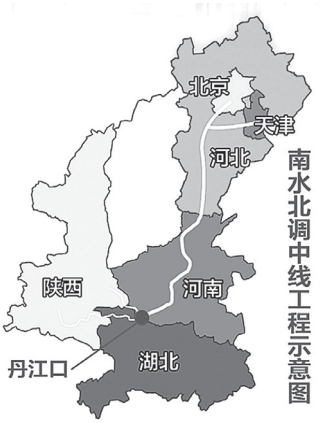

【南水北調・中央ルート】

当初、「南水」を貯蓄するダムや用水路に汚染物質が流れ込んでいるとの指摘が多くあり、飲用に耐えうるかどうか懸念されていたが、今回の発表で「地表水環境品質基準（GB3838-2002）」は一貫して「Ⅱ類以上※3」の判定で、安全な水質であるとした。

また、北京市の中心部（市内８区）と一部郊外への給水では「南水」が占める割合が70%になることも分かった。北京市では、過度の地下水汲み上げによって、度々地盤沈下や道路の陥没が起きており、政府は15年１月、朝陽地区で段階的に367ヵ所の地下水汲み上げ施設を廃止する計画を打ち出す等、地下水使用量削減への対策を講じてきたが、人口過密地域での災害発生を避けるため、中心部では意図的に地下水の汲み上げを抑え「南水」を集中的に供給していると見られる。

「南水」の恩恵を受けているのは、北京市だけではない。天津市では、「南水」の給水量が21億㎥となり、その利用者は天津市の中心部等900万人となった。同様に、河北省では10億㎥（利用者1,510万人）、河南省では33億㎥（利用者1,800万人）が給水されており、水不足問題を抱えるいずれの地域にとっても「南水」は既に欠くことのできない存在となっている。

※１…慢性的な「水不足解消」を目的に、中国南部・長江の水を北部に引くという巨大プロジェクト。1952年に毛沢東が構想、2002年に朱鎔基が着工を宣言。３つのルート（東、中央、西）が計画され、その内、東ルート（揚州～河北省～天津）は、2013年に完成した。西ルートは未着工。

※２…湖北省十堰市にある丹江口ダムから引水。長江、淮河、黄河、海河の４つの流域を経由して、河南省、河北省、更には北京市、天津市に到達する。南から北、西から東へと自然に流下し、全長は1,432kmに達する。

※３…Ⅱ類は、主に一級保護区の集中型生活飲用水の水源、貴重な魚類保護区、魚類エビの産卵場等に適用可能な水質。

【北京市・水資源の内訳（過去３年）】

	地下水	南水北調	地表水	再生水
2016年	45%	22%	７%	26%
2015年	47%	20%	８%	25%
2014年	52%	２%	23%	23%

◆役員給与は中国が上

日本経済新聞８月27日付のトップ記事「役員給与、アジア勢が上　中国4000万円 日本2700万円」が中国でも報じられ、中国語に訳されネットで拡散している。

日経の記事は人事コンサルティング大手の米マーサーが世界125カ国の２万５千社、1500万人以上を調べた調査結果を基にして書かれたもので、役職が上がるにつれて賃金の上昇率がアジア諸国に比べて日本企業の方が低く、特に中国上海と日本との格差が拡大していることが中国でも注目されたようだ。グローバル経済の縮図ともいえる中国、特に上海など大都市において、現地でマネジメント層を確保するうえで、日本よりも手厚い待遇が必要となってきている現状を示した格好だ。

各国の平均賃金　　単位：万円

	部　長	低位の取締役
米国	2,870	4,874
中国（上海）	2,340	4,089
韓国	1,834	3,043
ベトナム	1,507	2,803
ドイツ	2,048	2,762
日本	1,981	2,713
タイ	1,448	2,418

※米マーサーの調査結果で対象は大手企業中心。

中国経済データ

＜ご注意＞
伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年　月	輸　出		輸　入		差　引	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	備　考
2011年	129,021	▲1.4	146,419	9.2	▲17,398	赤字拡大
2012年	115,091	▲10.8	150,387	2.7	▲35,296	赤字拡大
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字拡大
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年8月	12,189	25.8	14,588	11.0	▲ 2,399	赤字縮小
2017年1-8月	93,660	18.7	117,375	5.9	▲23,715	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

8月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金　額	構成比
輸出	総額		62,780	100.0
	内訳	アメリカ	11,835	18.9
		ＥＵ	6,718	10.7
		アジア	35,102	55.9
		うち中国	12,189	19.4
輸入	総額		61,644	100.0
	内訳	アメリカ	6,487	10.5
		ＥＵ	7,563	12.3
		アジア	29,958	48.6
		うち中国	14,588	23.7

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

8月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	科学光学機器	47.4	2.9
		2	金属加工機械	115.0	1.8
		3	プラスチック	30.9	1.7
輸入	増加	1	電算機類（含周辺機器）	29.8	1.9
		2	音響映像機器（含部品）	24.6	0.8
		3	有機化合物	34.4	0.6

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸　出			輸　入			差　引	
	金　額	伸　率	全国比	金　額	伸　率	全国比	金　額	備　考
2011年	22,941	2.6	17.8	18,835	15.4	12.9	4,106	黒字縮小
2012年	20,594	▲10.2	17.9	19,512	3.6	13.0	1,082	黒字縮小
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年8月	2,250	34.5	18.5	1,831	5.1	12.6	419	黒字転換
2017年1-8月	18061	22.2	19.3	13,801	3.6	12.2	3,760	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆
※名古屋税関管内　国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

8月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金　額	構成比
輸出	総額		14,401	100.0
	内訳	アメリカ	3,908	27.1
		ＥＵ	2,035	14.1
		アジア	5,497	38.2
		うち中国	2,250	15.6
輸入	総額		7,826	100.0
	内訳	アメリカ	639	8.2
		ＥＵ	1,005	12.8
		アジア	4,020	51.4
		うち中国	1,831	23.4

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

8月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車の部分品	25.7	5.9
		2	金属加工機械	223.4	4.7
		3	半導体等製造装置	410.3	4.2
	減少	1	自動車	▲18.3	▲0.6
輸入	増加	1	科学光学機器	55.1	0.7
		2	石油製品	18倍	0.6
	減少	1	がん具及び遊戯用具	▲70.1	▲3.5

出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

中国への輸出額の月別伸率（%）

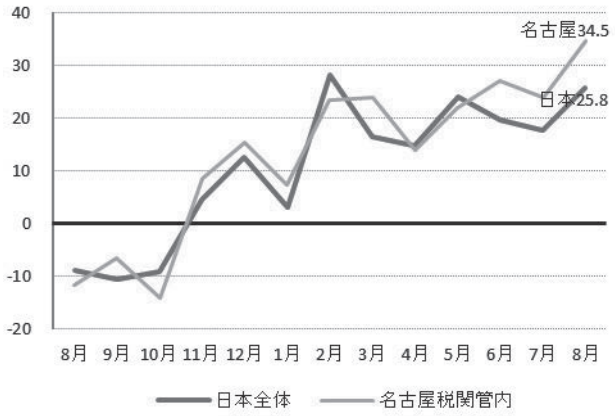

中国からの輸入額の月別伸率（%）

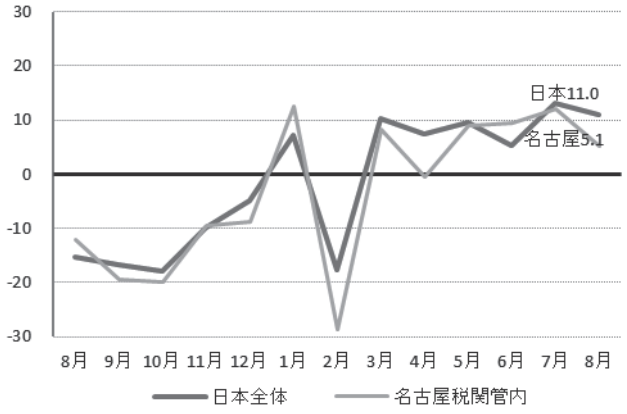

日本の輸出における中国構成比の推移（%）

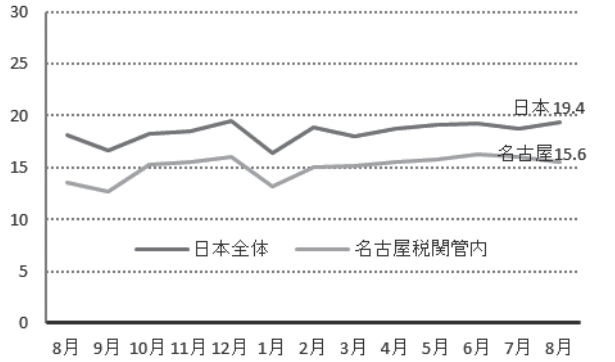

日本の輸入における中国構成比の推移（%）

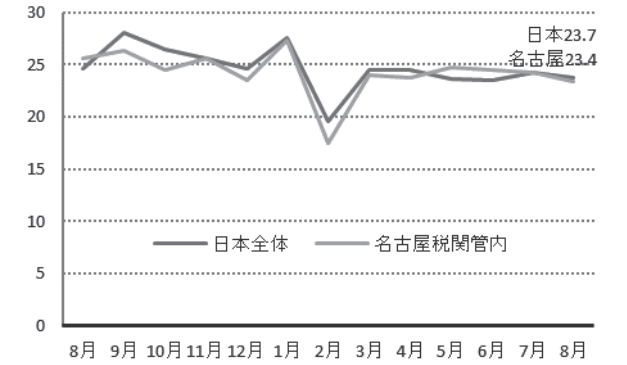

中国の貿易

単位：億ドル（金額）、%（伸率）

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2010年	15,778	31.3	13,962	38.8
2011年	18,986	20.3	17,436	24.9
2012年	20,489	7.9	18,178	4.3
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年8月	1,992	5.5	1,572	13.3
2017年1-8月	14,364	7.6	11,649	16.9

出所：中国税関総署

中国対外貿易の月別伸率（%）

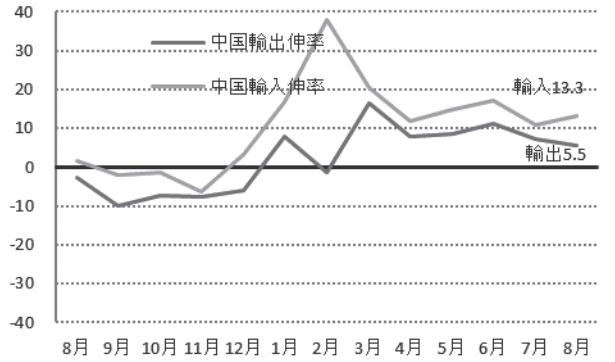

中国の外資導入

単位：件（件数）、億ドル（金額）、%（伸率）

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2010年	27,406	16.9	1,057.4	17.4
2011年	27,712	1.1	1,160.1	9.7
2012年	24,925	▲10.1	1,117.2	▲3.7
2013年	22,773	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	23,778	4.4	1,195.6	1.7
2015年	26,575	11.8	1,262.7	5.6
2016年	27,900	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年8月	2,686	▲1.8	93.7	7.0
2017年1-8月	20,389	10.0	803.7	▲6.9

出所：中国商務部　※金融セクターを除く。
金額は中国人民銀行発表のレートで元からドルに換算。
8月の平均レート：1ドル＝6.6736元
1-8月の平均レート：1ドル＝6.8178元

中国外資導入の月別伸率（%）

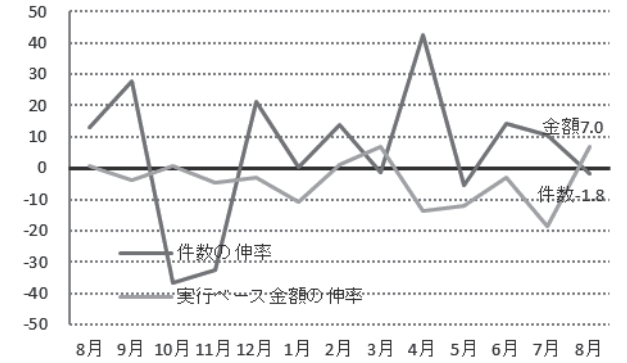

中国の物価動向

消費者物価指数ＣＰＩ（%）

	8月	1-8月
消費者物価指数	1.8	1.5
うち都市	1.9	1.6
農村	1.5	1.1
うち食品	▲0.2	▲1.7
食品以外	2.3	2.3
うち消費財	1.0	0.6
サービス	3.1	2.9

出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数ＰＰＩ（%）

	8月	1-8月
工業生産者物価指数（ＰＰＩ）	6.3	6.4
うち生産資材	8.3	8.5
うち採掘	18.2	25.2
原材料	11.0	12.2
加工	6.4	5.8
生活資材	0.6	0.6
うち食品	0.7	0.7
衣類	1.4	1.3
一般日用品	0.8	1.2
耐久消費財	0.0	▲0.2
工業生産者仕入物価指数	7.7	8.4
うち燃料、動力類	11.8	15.0

※工業生産者物価指数（ＰＰＩ）＝出荷価格指数＝卸売指数
出所：中国国家統計局

ＣＰＩとＰＰＩの月別推移（%）

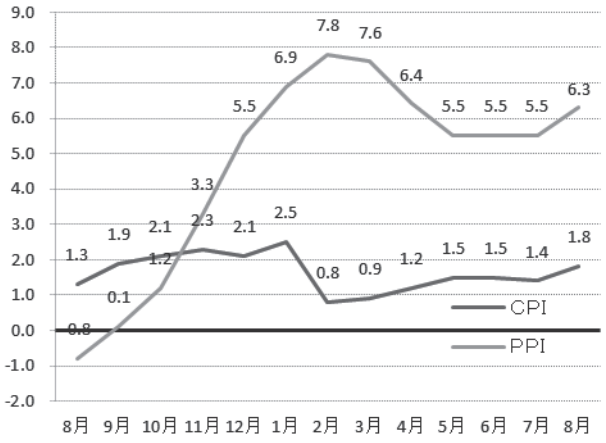

中国の消費財小売総額の伸率（%）

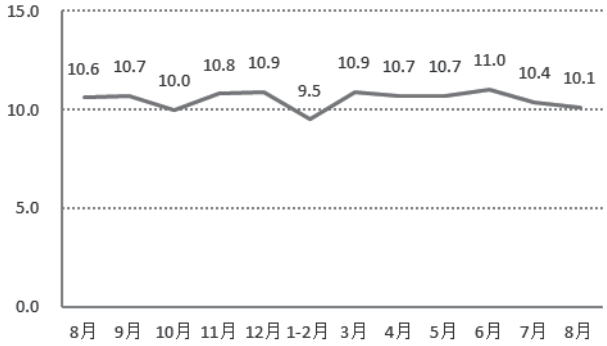

出所：中国国家統計局

中国の景気先行指数

製造業ＰＭＩ

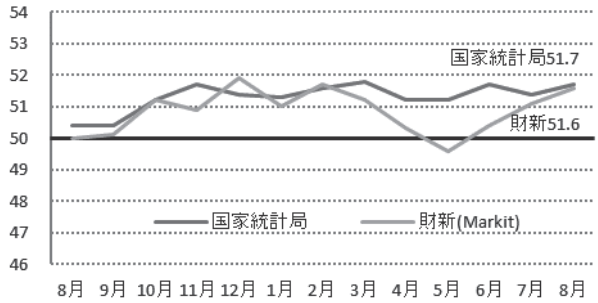

※製造業ＰＭＩ＝製造業購買担当者景気動向指数
景気後退＜50＜景気拡大

非製造業（サービス業）ＰＭＩ

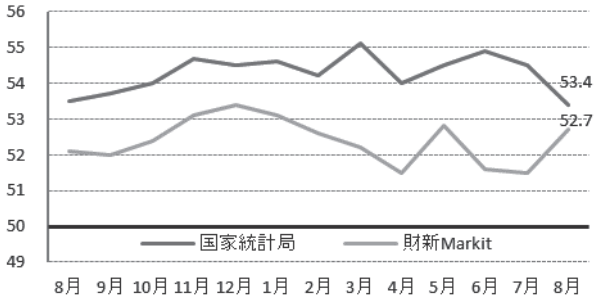

中国の固定資産投資

1-8月の固定資産投資

		投資額（億元）	伸率（%）
固定資産投資		394,150	7.8
産業別	第一次	12,702	12.2
	第二次	148,229	3.2
	第三次	233,220	10.6
地域別	東部	167,759	8.8
	中部	101,291	7.7
	西部	103,610	10.1
	東北	18,937	▲6.0

固定資産投資の伸率（%）

出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率（%）

出所：中国国家統計局

中国の工業

工業付加価値の伸率（%）

	8月	1-8月
一定規模以上の工業生産	6.0	6.7
内訳　鉱業	▲3.4	▲1.2
製造業	6.9	7.2
電気・ガス・熱・水生産供給業	8.7	8.4
内訳　国有企業	7.8	6.5
集団企業	▲2.1	0.7
株式制企業	5.8	6.8
外資系企業	7.9	6.9

出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率（%）

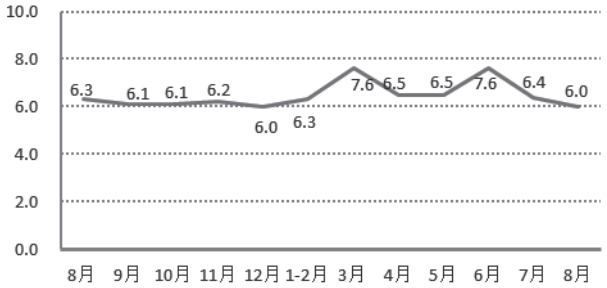

出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率（%）

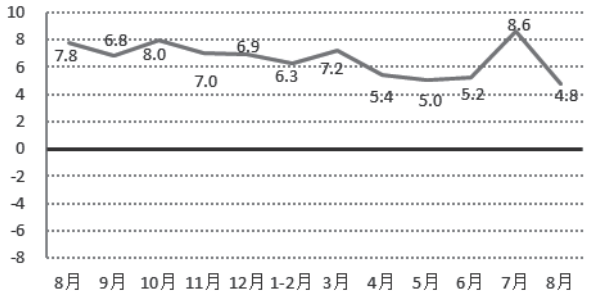

出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率（%）

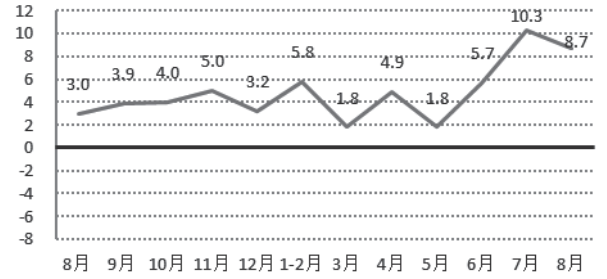

出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率（歳入、%）

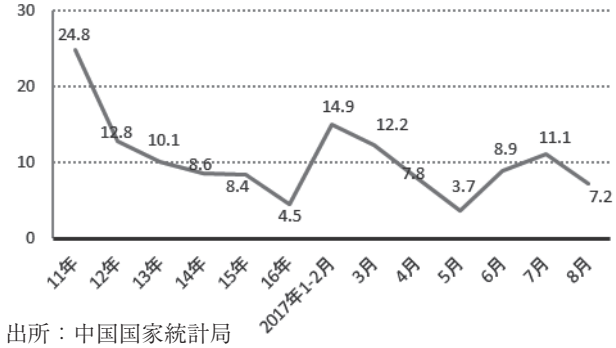

出所：中国国家統計局

中国の自動車販売台数

台数：万台

年月	自動車		
		乗用車	商用車
2011年	1,850	1,447	403
2012年	1,930	1,550	381
2013年	2,198	1,793	406
2014年	2,349	1,970	379
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
17年8月	219	188	31
17年1-8月	1,751	1,481	270

出所：中国汽車工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率（%）

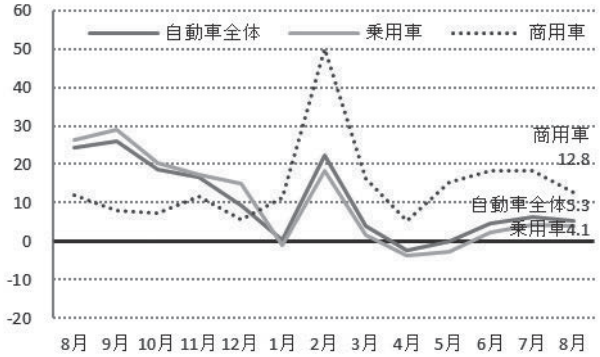

日系乗用車のシェア推移（%）

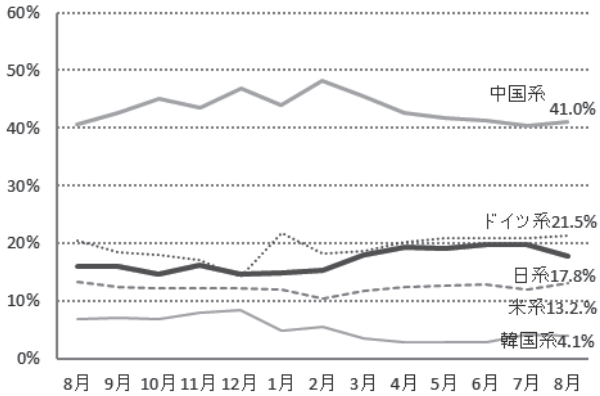

中国からの訪日旅行客数

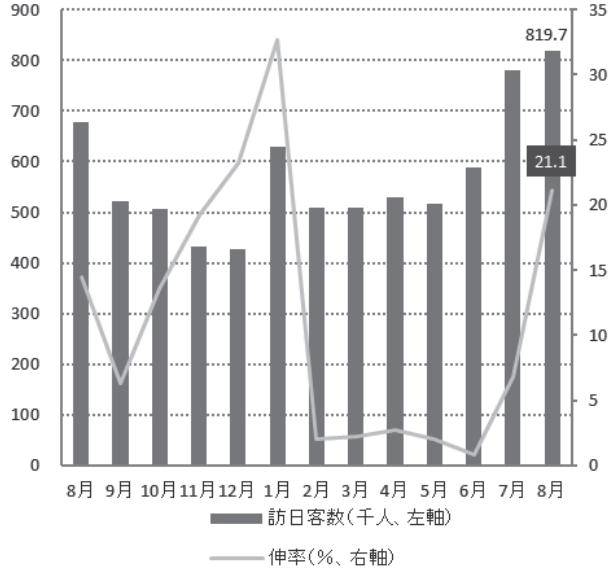

出所：日本政府観光局

中国法令公布リスト

法令・通達名	公布日	施行日	主管部門
「環境保護税法実施条例」のパブリックコメント（草案） ※パブリックコメントでは、日本の産業廃棄物にあたる固定廃棄物の排出量の計算式が示され、排出量は発生量からリサイクル量、保管量、処分量を除したものとされた。また課税が免除となる汚水の集中処理を行う施設や場所は専門の処理業者を指し、排出者が自社のために設置した施設や場所が含まれないと定義された。	2017.6.26		財政部、国家税務総局、環境保護部
「水汚染防止法」改正の決定（第12回全人代常務委員会第28次会議承認） ※主な改正点として、地方政府の責任を明確化、農業・農村の水質汚染対策の強化、飲用水確保の強化、罰則強化を明示。	2017.6.27	2018.1.1	全人代常務委員会
現行の有効な外貨管理主要法規目録（2017年6月30日現在まで） ※計217の法規リストを大きく8の項目別に掲載			国家外貨管理局
加工貿易銀行保証金台帳制度の取消しに関する事項の公告（税関総署、商務部公告2017年第33号） ※国内の範囲で、加工貿易銀行保証金台帳制度の取り消しを明示した。手続き簡素化、制度的な取引コストの引き下げを目的とする。	2017.7.15	2017.8.1	税関総署、商務部
海外の廃棄物輸入を禁止し、固体廃棄物の輸入管理制度改革の実施推進に関する方案（国弁発[2017]70号） ※廃プラスチックなど資源として再利用できる廃棄物の輸入を、今年末から禁止。	2017.7.18		国務院弁公庁
「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定施行弁法」改正に関する決定（商務部令2017年第2号） ※同弁法の改定により、外国投資家による非外商投資企業の合併・買収（M&A）及び上場会社への戦略投資についても、国が規程、実施する参入特別管理措置の分野に該当しない場合、届出手続きのみで可能となる。	2017.7.30	2017.7.30	商務部
「企業名称使用禁止制限規則」、「企業名称相同近接対比規則」に関する通知（工商企注字〔2017〕133号） ※他の照合との重複是非の判断基準が盛り込まれたほか、ローマ字表記の使用が禁止された。	2017.7.31		中国国家工商行政管理総局

※公布よりも遅れて公表された法令や先.号で掲載できなかった法令も掲載。

中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合弁パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書（日本語）をお届致します。

調査タイプ

①総合信用調査：
企業概要、登記情報（過去の変更記録を含む）、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況（品目、決済方法を含む）、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、通常2年分）、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価

②ビジネス信用調査：
総合信用調査の簡易版で、財務諸表もレポートの記載対象に含まれます。

③財務諸表調査：
登記情報、株主構成、財務諸表（貸借対照表、損益計算書）。

調査料金（消費税別）

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	８０，０００円	１１０，０００円
	至急	15日	１１０，０００円	１４０，０００円
ビジネス信用調査	普通	20日	４０，０００円	６０，０００円
	至急	10日	６０，０００円	９０，０００円
財務諸表調査	―	５日	３０，０００円	４５，０００円

【お問い合わせ・お申込み】 **一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ**
TEL:052-219-4820　FAX:052-219-4823
URL　http://www.tokai-center.or.jp　E-mail:gyoumu@tokai-center.or.jp